

既婚者の子出産、直後に別れ話

慰謝料認める判決も

Q 私の娘が妻子ある男性の子を出産しました。男性は「妻と別れて結婚する」と言っていました。出産した直後に突然、別れ話を持ち出してきました。男性に対して慰謝料を請求できますか。



その妻の婚姻関係が破綻状態にない場合は、重婚的婚約は無効になります。

A 将来結婚しようという当事者間の合意を「婚約」といいますが、婚約する当事者の一方または双方が法律上婚姻している場合は、「重婚的婚約」となります。「重婚的婚約」は、原則として慰謝料の請求はできません（民法第708条）。男性の違法性が著しく大きい場合には、不法行為責任が認められます

重婚的婚約が有効か無効かについては、重婚禁止（民法第732条）との関係で争いがありますが、男性とその妻の婚姻関係が破綻状態にある場合は、重婚的婚約も公序良俗に反せず有効と考えられています。

この場合、婚約を不当に破棄した男性は、債務不履行に基づく損害賠償責任を負います。しかし、男性と

（弁護士 清源万里子）